

## 議事要旨(6) 金融商品専門委員会における検討状況について (分類・測定)

本日は審議事項(6)-2の「金融商品会計の見直しに関する検討状況の整理」の文案について議論した。まず、加藤副委員長(専門委員長)より審議事項(6)-1に記載の本日のディスカッションポイント(1から6)について説明があったのち、板橋専門研究員から6月7日及び21日に開催された金融商品専門委員会での意見に対する対応につき補足説明があった。委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ある委員から、金融商品プロジェクト全体のスケジュール感、及び、本検討状況の整理で広く関係者から意見を求めるものなのかどうかとの質問があった。これに対し、加藤副委員長から、①4月に作成したASBJの計画表では、金融商品全体に関する包括的な公開草案を来年早々に出す予定となっている、②本件でカバーする金融資産に加え、金融負債、減損及びヘッジについても順次議論していき、必要に応じて検討状況の整理を公表する予定である、③しかしながらIASBのスケジュールが遅延する見込みで、これに対応してASBJのスケジュールも見直される可能性がある、④検討状況の整理は広く関係者から意見を問うものである、との回答があった。
- 同委員から、株式OCIオプションを選択した場合の開示に関して、一律に銘柄別の記載を求めると金融機関の場合、かなり膨大になるとの指摘があった。これに対し加藤副委員長から、株式OCIオプションは異例な処理であるためIFRS第9号でも銘柄別開示を含め詳細な開示を求めており、本検討状況の整理もそれにならったものであるが、実務上は開示すべき銘柄について重要性の判断が十分あり得る、との回答があった。
- 続けて、加藤副委員長から、公表される市場価格のない株式の分類に関し、事務局から提案した案1「公正価値とする(IFRS第9号の処理)」と案2「信頼性をもって測定できない場合には取得原価とする(現行IAS第39号の処理)」に対し、専門委員会では案3「公表される市場価格のない株式は取得原価(現行の日本基準を存置)」を加えることが提案されていることが説明され、案3を設けると国際基準から乖離してしまうこと、案2でも「信頼性をもって測定できない場合には取得原価」なので、実質的に案3とあまり差異はないのではないかと追加説明があった。これに対して、ある委員から、基準の文面としては案1と案2で十分ではないか、また、実務においては「信頼性をもって測定できない」ということになれば案3と同じ結果になる、とのコメントがあった。
- ある委員から、公表される市場価格のない株式の分類に関する案1と案2の選択と、リサイクルに関する案1「リサイクルを行わない」と案2「リサイクルを行う」の選択において制約はあるのかとの質問があった。これに対し事務局より、前者の選択と後者の選択とは別問題であり、前者が案2で後者が案1のケースもあり得るとの回答があった。さらに同委員から、減損の取扱いについてもさらに検討が必要であるとの示唆があった。
- ある委員から、「償却原価に分類されたものの消滅の認識時の損益」及び「分類変更時の損益」を特別損益とした理由について質問があった。これに対して事務局から、本件はもともと本委員会から提案があったものであるとしたうえで、具体的な理由については、IFRSに特別損益という区分はないが、償却原価に分類されたものの消滅の認識や、分類

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

の変更は IFRS でも頻繁に生じるものではないと考えられており、我が国における表示に照らした場合、特別損益とすることが適当であると判断した、との回答があった。

以 上